

平成25年度 大阪市の保育サービス等について

ニーズ調査の問に回答する際には、各保育サービスの利用料などを参考にしてください。

1 幼稚園

	市立	私立
対 象	市内に住む4～5歳児（3歳児については一部の園で同時募集）	3～5歳児及び満3歳児
保育時間	月～金曜日（土・日曜、祝日、夏季・冬季・春季休業日は休業）9：00～14：00（水曜は9：00～11：30）	保育時間、入園料、保育料は幼稚園によって異なります。
入 園 料	5,650円	
保 育 料	109,200円(年額)	

2 幼稚園の預かり保育

保護者の都合などにより、通常の保育時間では対応できない場合、時間を延長してお預かりします。預かり保育時間や保育料は幼稚園によって異なります。

3 保育所

保護者の方が仕事や病気のため、家庭で保育できない場合に、0歳児（原則として生後6か月以上）から小学校入学前の児童をお預かりします。

参考：P.4 表1 大阪市保育費用徴収金（保育料）額表

4 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。保育料については、幼稚園部分は各園で定めており、保育所部分は前記「3 保育所」に準じます。（参考：保育所部分 - P.4 表1 大阪市保育費用徴収金（保育料）額表）

5 保育ママ

保護者のいずれもが仕事をしておられる場合などに、家庭的保育者（保育ママ）が家庭的な環境のもとで低年齢児をお預かりします。

対 象：生後6か月～2歳児

保育時間：月～土曜日（日曜・祝日及び年末年始を除く）

7：30～18：30のうち8時間（実施場所により異なります）

参考：P.6 表2 大阪市保育ママ利用料金表

6 認可外保育施設

認可保育所（園）以外の、こどもを預かる保育施設の総称で、保育者の自宅などで行うもの、少人数のものを含みます。ベビーホテルや事業所内保育施設などがあり、施設によりましては児童福祉法に基づき、届出義務などが課せられています。利用料金などは施設によって異なります。

7 ファミリー・サポート・センター事業

急な保育ニーズに対応するために、こどもを預けたい方（依頼会員）とこどもを預かりたい方（提供会員）が地域でお互いに助け合うシステムです。

依頼会員は保育所・幼稚園への送迎や急な用事ができたときなどに一時預かりを頼むことができます。

利 用 料

通常（7:00～20:00）	1時間あたり 800円
早朝・夜間（通常以外の時間）	1時間あたり 900円
土・日・祝日・年末年始	1時間あたり 900円
体調不良の場合	1時間あたり 900円

8 一時保育事業

保護者の方が、傷病、介護、冠婚葬祭又は就労・職業訓練・就学あるいは育児負担の軽減などのために、緊急・一時又は断続的に保育が必要になったときに、小学校入学前のお子さんを保育所でお預かりします。

対 象：保育所に入所していない小学校入学前の児童

開設日時：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）

おおむね9：00～17：00（保育所により多少異なります）

延長対応が可能な保育所もあります

利用期間：保護者の仕事などの場合 おおむね週3日以内

緊急・一時的利用 おおむね2週間以内

利 用 料：0歳児 日額2,700円

1・2歳児 日額2,000円

3歳児以上 日額1,200円

前年度税市民税および前年所得税非課税世帯

0歳児 日額1,300円

1・2歳児 日額1,000円

3歳児以上 日額 600円

ひとり親世帯または在宅障がい児（者）のいる世帯は無料

生活保護世帯は無料

別途給食費など必要

9 休日保育事業

休日に保護者の方が就労や、傷病、出産などの理由により、ご家庭で保育できない場合に、保育所でお子さんをお預かりします。

対 象：市内にお住まいの小学校入学前の児童

保育時間：日曜日・祝日・年末年始

おおむね8：00～18：00（保育所により多少異なります）

利 用 料：0歳児 日額3,600円

1・2歳児 日額2,700円

3歳児以上 日額1,600円

前年度税市民税および前年度所得税非課税世帯

0歳児 日額1,800円

1・2歳児 日額1,300円

3歳児以上 日額 800円

ひとり親世帯または在宅障がい児（者）のいる世帯は無料

生活保護世帯は無料

別途給食費など必要

10 病児・病後児保育事業

病気の回復期で保育所などに通うことができず、また保護者の仕事の都合で家庭での保育が困難な場合、お子さんをお預かりします。病院・診療所では、回復期に至らないお子さんもお預かりできる場合もあります。

利用される場合は、事前に実施施設に登録してください。

対 象：保育所などに入所しているこどもや小学校低学年のこども（一部施設では小学校低学年のこどもは含みません）

開設日時：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）

おおむね 8：00～17：00（施設により多少異なります）

利用期間：1週間以内

利 用 料：生活保護・市民税非課税世帯 無料

所得税非課税世帯 1,000円

その他世帯 2,000円

別途給食費など必要

11 こどものショートステイ事業

市内にお住まいの保護者の方が、社会的事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校などの公的行事への参加）、育児不安や育児疲れなどの理由によって、家庭での子育てが一時的に困難になったとき、乳児院・児童養護施設で小学校入学前のお子さんを1週間以内を原則として、お預かりします。

対 象：市内にお住まいの小学校入学前の児童

利用期間：1週間以内

利 用 料：0・1歳児 日額 5,350円

（市民税非課税世帯・被災世帯、ひとり親家庭及び養育者家庭は1,100円）

2歳児以上 日額 2,750円

（市民税非課税世帯・被災世帯、ひとり親家庭及び養育者家庭は1,000円）

生活保護世帯、市民税非課税世帯のうちひとり親家庭は無料

12 放課後の居場所を提供する事業

児童いきいき放課後事業（愛称：「いきいき」活動）

市立小学校の施設を活用して、校区内の全児童を対象に放課後や土曜日、春・夏・冬休みなどに遊びやスポーツの場を提供しています。

対 象：事業実施校区に居住し、小学校1年生～6年生で参加を希望する児童。

（当該校区に居住する全ての小学生が参加登録できます。）

開 設 日：(1) 月曜日～金曜日：授業終了後～18時

(2) 短縮授業日：13時～18時

(3) 始業式、終業式等：11時～18時

(4) 土曜日、長期休業日：8時30分～18時

活動休止日：日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）および実行委員会が決定した休止日（8月15日を中心とした3日間など）

利用料金：基本的に無料

留守家庭児童対策事業（学童保育）

留守家庭児童の健全育成を目的に、保護者に代わり、場所・指導員などを確保し、児童を預かる事業です。

対 象：小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの

開 設 日：月曜日～土曜日（各実施場所によって異なります）

開設時間：平日 放課後からおおむね19時まで

土曜日、長期休業日等 おおむね8時から19時まで

各実施場所によって異なります。19時以降も延長しているところもあります。

利用料金：各実施場所によって異なります。

子どもの家事（平成26年度より留守家庭児童対策事業へ移行予定）

児童の健全育成を目的に、地域において遊び場等を提供しています。

対 象：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年～3年に就学する児童、その他地域の全ての児童

開設日、開設時間：各子どもの家によって異なります。

利用料金：基本的に無料（実費徴収等あり）。各子どもの家によって異なります。

(表1) 大阪市保育費用徴収金(保育料)額表

平成25年4月1日時点のクラス年齢の児童が属する世帯の階層区分		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
階層区分	定 義	円	円	円	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯	0	0	0	
B	平成24年度分の市町村民税非課税世帯のうち母子世帯等及び在宅障がい児(者)のいる世帯	0	0	0	
	平成24年度分の市町村民税非課税世帯のうち上記以外の世帯	2,000 (1,000) 0	1,500 (750) 0	1,500 (750) 0	
C ₁	すべての保護者が平成24年分の所得税を課せられていない世帯	8,100 (4,050) 0	7,000 (3,500) 0	7,000 (3,500) 0	
C ₂	平成24年度分の市町村民税のうち所得割課税額が6,400円未満である世帯	10,100 (5,050) 0	9,100 (4,550) 0	9,100 (4,550) 0	
C ₃	平成24年度分の市町村民税のうち所得割課税額が6,400円以上である世帯	11,800 (5,900) 0	10,400 (5,200) 0	10,400 (5,200) 0	
D ₁	保護者のいずれかが、平成24年分の所得税を課せられている世帯	14,000 (7,000) 0	13,500 (6,750) 0	12,500 (6,250) 0	
D ₂		平成24年分の所得税課税額が800円以上4,200円未満である世帯	15,700 (7,850) 0	15,200 (7,600) 0	14,100 (7,050) 0
D ₃		平成24年分の所得税課税額が4,200円以上8,500円未満である世帯	18,300 (9,150) 0	17,500 (8,750) 0	16,200 (8,100) 0
D ₄		平成24年分の所得税課税額が8,500円以上25,000円未満である世帯	21,500 (10,750) 0	19,700 (9,850) 0	18,100 (9,050) 0
D ₅		平成24年分の所得税課税額が25,000円以上40,000円未満である世帯	24,900 (12,450) 0	23,500 (11,750) 0	20,100 (10,050) 0
D ₆		平成24年分の所得税課税額が40,000円以上55,000円未満である世帯	28,300 (14,150) 0	24,600 (12,300) 0	20,600 (10,300) 0
D ₇		平成24年分の所得税課税額が55,000円以上70,000円未満である世帯	32,700 (16,350) 0	26,900 (13,450) 0	22,100 (11,050) 0
D ₈		平成24年分の所得税課税額が70,000円以上103,000円未満である世帯	39,400 (19,700) 0	31,000 (15,500) 0	25,000 (12,500) 0
D ₉		平成24年分の所得税課税額が103,000円以上183,000円未満である世帯	45,100 (22,550) 0	32,700 (16,350) 0	26,400 (13,200) 0
D ₁₀		平成24年分の所得税課税額が183,000円以上263,000円未満である世帯	48,700 (24,350) 0	34,300 (17,150) 0	27,900 (13,950) 0
D ₁₁		平成24年分の所得税課税額が263,000円以上413,000円未満である世帯	51,000 (25,500) 0	35,900 (17,950) 0	29,400 (14,700) 0
D ₁₂		平成24年分の所得税課税額が413,000円以上603,000円未満である世帯	57,200 (28,600) 0	37,400 (18,700) 0	30,800 (15,400) 0
D ₁₃		平成24年分の所得税課税額が603,000円以上734,000円未満である世帯	59,700 (29,850) 0	39,400 (19,700) 0	32,800 (16,400) 0
D ₁₄		平成24年分の所得税課税額が734,000円以上1,234,000円未満である世帯	63,900 (31,950) 0	40,400 (20,200) 0	33,800 (16,900) 0
D ₁₅		平成24年分の所得税課税額が1,234,000円以上である世帯	68,600 (34,300) 0	41,400 (20,700) 0	34,800 (17,400) 0

「大阪市の保育料について」 <http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000185265.html>

- 注 1. 市町村民税とは配当控除、外国税控除、住宅借入金等特別控除及び寄付金控除（都道府県・市町村・特別区に対する寄付に限る。）を行う前の額。
2. 所得税（ ）とは配当控除、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良、住宅新築等特別控除、電子証明書等特別控除、外国税額控除を行う前の額。平成 23 年中において国及び地方公共団体等に寄付を行い、寄付金控除を受けた場合については、その控除額については控除せずに算定した額。
3. 同一世帯から 2 人以上の小学校就学前児童が保育所に入所、あるいは幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合、1 人目の児童は上段の金額、2 人目の児童は中段（ ）内の金額、3 人目以降は下段の（ ）内の金額が適用される。
4. 申告もれ、その他の理由により、この表により難しいときは、別途、徴収金額を定める。
5. 平成 23 年 7 月 15 日付厚児発 0715 第 1 号「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る）」の通知を受け、年少扶養控除等の控除廃止に伴う影響を生じないよう所得税課税額及び市町村民税課税額を計算する。
6. 母子世帯等とは母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 17 条に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
7. 在宅障がい児（者）のいる世帯とは、次に掲げる児（者）がいる世帯をいう。
- 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳の交付を受けた者
 - 精神障害者手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者

(表2) 大阪市保育ママ利用料金表

平成25年4月1日時点の年齢が属する世帯の階層区分		平成25年度利用料金(月額)
階層区分	定 義	3歳児未満
D15	平成24年分の所得税課税額が1,234,000円以上である世帯又は、税を確認できる資料の提出がない場合	59,000 (29,500) (0)
D14	平成24年分の所得税課税額が734,000円以上1,234,000円未満である世帯	54,300 (27,150) (0)
D13	平成24年分の所得税課税額が603,000円以上734,000円未満である世帯	50,100 (25,050) (0)
D12	平成24年分の所得税課税額が413,000円以上603,000円未満である世帯	47,600 (23,800) (0)
D11	平成24年分の所得税課税額が263,000円以上413,000円未満である世帯	41,400 (20,700) (0)
D10	平成24年分の所得税課税額が183,000円以上263,000円未満である世帯	39,100 (19,500) (0)
D9	平成24年分の所得税課税額が103,000円以上183,000円未満である世帯	35,500 (17,750) (0)
D8	保護者のいずれかが、平成24年分の所得税を課せられている世帯 平成24年分の所得税課税額が70,000円以上103,000円未満である世帯	31,000 (15,500) (0)
D7	平成24年分の所得税課税額が55,000円以上70,000円未満である世帯	25,700 (12,850) (0)
D6	平成24年分の所得税課税額が40,000円以上55,000円未満である世帯	22,200 (11,100) (0)
D5	平成24年分の所得税課税額が25,000円以上40,000円未満である世帯	19,500 (9,750) (0)
D4	平成24年分の所得税課税額が8,500円以上25,000円未満である世帯	16,700 (8,350) (0)
D3	平成24年分の所得税課税額が4,200円以上8,500円未満である世帯	14,200 (7,100) (0)
D2	平成24年分の所得税課税額が800円以上4,200円未満である世帯	12,100 (6,050) (0)
D1	平成24年分の所得税課税額が800円未満である世帯	10,700 (5,350) (0)
C3	平成24年度分の市町村民税のうち所得割課税額が6,400円以上である世帯	8,500 (4,250) (0)
C2	すべての保護者が平成24年分の所得税を課せられていない世帯 平成24年度分の市町村民税のうち所得割課税額が6,400円未満である世帯	7,100 (3,550) (0)
C1	平成24年度分の市町村民税のうち均等割のみの課税世帯	5,500 (2,750) (0)
B2	平成24年度分の市町村民税非課税世帯のうち下記以外の世帯	1,000 (500) (0)
B1	平成24年度分の市町村民税非課税世帯のうちひとり親世帯等及び在宅障害児(者)のいる世帯	0
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯	0

注1 市町村民税とは、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除及び寄付金控除(都道府県・市町村・特別区に対する寄付に限る。)を行う前の額。

注2 所得税()とは、配当控除、住宅借入金等特別控除、住宅特定改修・認定長期優良、住宅新築等特別税額控除、電子証明書等特別控除、外国税額控除を行う前の額。平成24年度中において国及び地方公共団体等に寄付を行い、寄付金控除を受けた場合については、その控除額については控除せずに算定した額。

注3 同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所に入所、あるいは大阪市保育ママ事業、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入園等し、又は児童デイサービスを利用している場合、1人目の児童は上段の金額、2人目の児童は中段()内の金額、3人目以降は下段の()内の金額が適用される。

注4 申告もれ、その他の理由により、この表により難しいときは、別途、徴収金額を定める。

注5 平成23年度7月15日付厚児発0715第1号「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る)」の通知を受け、年少扶養控除等の控除廃止に伴う影響を生じないよう所得税課税額を計算する。